福岡県立西田川高等学校
生 徒 部 環 境 保 健 課

インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザに罹患した場合すみやかに主治医を受診し、診断・治療とともに、感染防止の観点からいつまで登校を見合せるかの指示を受けてください。
学校保健安全法第 19 条に基づき、インフルエンザに罹患した場合、その出席停止期間の基準は、

「発症したのち５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで」

となっています。これにより、
（１） 発症した後５日を経過した場合。
（２） 解熱した後２日を経過した場合。
の両方を満たさないと登校することができません。どんなに熱が早く下がったとしても、発症後５日間は出席停止となります。さらに熱が下がった日によって出席停止期間が延長されることとなります。自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず主治医の判断・指示に従ってください。
上記の**出席停止の期間をめやす**として、主治医より診断書または本校様式「受診報告書（医証）」に記載をしていただき、学校へご提出ください。

注意事項
① 発症日は病院を受診した日ではなく、**インフルエンザ様症状（38 度以上の発熱など）がはじまった日**です。病院受診時に、主治医に発症日、登校できる日の指示を仰いでください。
② 病院受診をしていない場合や受診報告書、診断書等によりインフルエンザ罹患の証明ができない場合は、出席停止の扱いができません。薬剤などの処方箋によって証明にかえることはできません。
③ 「受診報告書（医証）」は本校ホームページ、トップ画面右下「各種様式ダウンロードページ」バナーよりダウンロードができます。
④ 出校停止期間はあくまでもめやすであり、あくまでも主治医の指示にしたがってください。

（参考） 出席停止早見表

		発症日	発 症 後							
		０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
例１	発症後１日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	発症後４日目	発症後５日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例２	発症後２日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	発症後５日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例３	発症後３日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例４	発症後４日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例５	発症後５日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能